

番号	質問	回答
1	<p>今回の展示制作業務は建築士法に基づく一級建築士の資格者と記載ございますが一級建築士の資格者が必要な理由は何でしょうか。</p> <p>また、必要な場合は外部委託事業者の建築士の設置が可能でしょうか。</p>	<p>本業務においては、関西広域連合が別途発注している「大阪・関西万博 関西パビリオン整備事業設計・施工業務」との調整が想定されます。そのため、同要件と合わせて一級建築士の配置を参加資格としているものです。</p> <p>外部委託とする場合は、参加資格要件を満たさないこととなりますので、本業務にご応募できません。</p>